

事務連絡

令和3年8月27日

市内各小中学校長 殿
スポーツ少年団長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

緊急事態宣言期間中の部活動およびスポーツ少年団の活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が急激に増加し、8月1日に沖縄県緊急共同メッセージが発表されましたが、感染拡大が止まらない状況が続いております。

つきましては、夏季休業期間中の部活動およびスポーツ少年団等の活動について、本市の新しい方針を令和3年8月12日付 事務連絡 にて通知したところですが、8月26日（木）から9月12日（日）までの期間中、下記のとおり変更いたしますので、貴校職員等へ周知し、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 緊急事態期間中の部活動等は原則中止とする。ただし、**全国大会に派遣が決定している競技**に限り、大会の2週間前から、学校長の許可の下、**平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内**（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、必要最小限の人数にて行うことができる。その際は感染症対策を徹底し、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- 2 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。
部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団の活動再開で学校施設を借用する場合については学校長の許可を得ること。
- 4 練習試合・合同練習・合宿等は行わない。
- 5 中学校の地区陸上大会に向けての練習については、8月31日（火）までの期間中は中止とする。
- 6 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。